

公売公告兼見積価額公告

飛税第201号
令和7年9月26日

岐阜県飛騨県税事務所長



岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第94条の規定により下記の差押財産の公売をするため、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第95条第1項(第99条第4項)の規定により公告します。

また、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定しましたので、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第99条第1項の規定により見積価額を公告します。

公売財産 公積保証 財証 産金額	売却 区分 番号	公 売 財 産		公売保証金	見積価額
		名称、性質、所在、賃借権又は 地上権等の権利の内容、その他	数量		
		* * 別紙付表のとおり * *			

公 売 方 法		期間せり売り			
公 売 日 時	公売参加 申込期間	令和7年10月3日午後1時00分から 令和7年10月21日午後11時00分まで			
	入札期間	令和7年10月28日午後1時00分から 令和7年10月30日午後11時00分まで			
公 売 場 所		KSI官公庁オークション(https://kankocho.jp)			
売 却 決 定		日時	令和7年11月7日午前10時00分	場所	岐阜県飛騨県税事務所
代金納付期限		令和7年11月7日午後2時30分まで			
買受人についての 資格その他の要件		「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり (https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf)			

そ の 他	「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり (https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf)				
	最高価申込者決定日: 令和7年10月31日 午前10時00分 場所: 岐阜県飛騨県税事務所				

配当を受ける者の権利の申出について
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を岐阜県飛騨県税事務所長に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は、岐阜県飛騨県税事務所に用意してあります。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

(滞納処分の根拠となる規定)

地方税法では、各税目の徴収金に係る滞納処分については、国税徴収法の例によることを定めています。

税 目	根拠規定	
	差押えの根拠	国税徴収法に規定する滞納処分の例による根拠
法人県民税	地方税法第68条第1項第1号 地方税法第68条第3項 地方税法第68条第5項	地方税法第68条第6項
県民税利子割	地方税法第71条の19第1項第1号 地方税法第71条の19第3項 地方税法第71条の19第5項	地方税法第71条の19第6項
県民税配当割	地方税法第71条の40第1項第1号 地方税法第71条の40第3項 地方税法第71条の40第5項	地方税法第71条の40第6項
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の60第1項第1号 地方税法第71条の60第3項 地方税法第71条の60第5項	地方税法第71条の60第6項
法人事業税、個人事業税	地方税法第72条の68第1項第1号 地方税法第72条の68第3項 地方税法第72条の68第5項	地方税法第72条の68第6項
不動産取得税	地方税法第73条の36第1項第1号 地方税法第73条の36第3項 地方税法第73条の36第5項	地方税法第73条の36第6項
自動車取得税	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第1項第1号 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第3項 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第5項	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第6項
自動車税	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第1項第1号 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第3項 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第5項	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第6項
地方法人特別税	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号 地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第3項 地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第5項	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
特別法人事業税	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第3項 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第5項	地方法人特別税に関する暫定措置法第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
自動車税環境性能割	地方税法第175条第1項第1号 地方税法第175条第3項 地方税法第175条第5項	地方税法第175条第6項
自動車税種別割	地方税法第177条の21第1項第1号 地方税法第177条の21第3項 地方税法第177条の21第5項	地方税法第177条の21第6項

付表（公売財産の明細）

売却 区分 番号	公売財産の内容			公売保証金	見積価額
	名称、性質、その他	数量	所在		
飛C1	公売財産の表示 ○ 普通自動車 ・ 証明書発行日 令和7年7月8日 ・ 登録年月日 令和5年2月10日 ・ 初度登録年月 平成18年8月 ・ 自動車の種別 普通 ・ 用途 貨物 ・ 自家用・事業用の別 自家用 ・ 車体の形状 ダンプ ・ 車名（メーカー） いすゞ ・ 型式 PJ-CXZ51K6 ・ 乗車定員 2人 ・ 車両重量 10990kg ・ 車両総重量 20000kg ・ 車台番号 CXZ51K6-7001094 ・ 原動機の型式 6WF1 ・ 長さ 792cm ・ 幅 249cm ・ 高さ 310cm ・ 総排気量 14.25L ・ 燃料の種類 軽油 ・ 前軸重 4690kg ・ 後軸重 3080kg ・ 自動車検査証有効期限 令和7年9月7日 ・ 型式指定番号 不明 ・ 類別区分番号 不明 ・ ミッション マニュアル ・ ハンドル 右 ・ 定期点検記録簿 有 ・ 車体の色 緑 ・ 走行距離 470,392km （令和7年9月8日 車内のメーターを確認したものです。） 附属品 ・ 鍵 1本 ・ いすゞギガ取扱説明書 ・ 自動車損害賠償責任保険証明書（有効期限：令和7年9月10日） ・ 自動車検査証（有効期限：令和7年9月7日） ・ リサイクル料金預託証明書 車両等の状況 ・ 業務車両のため車両全体に傷、塗装剥離、穴、凹み及び錆等多数あり。 ・ 車両全体、内装に汚れあり。 ・ 車両側面及び後方に、所有者名、ダンプ表示番号の表示あり。 ・ 事故歴・修復歴不明。 ・ バッテリー上がり（令和7年9月1日確認） ・ バッテリー機能不良（バッテリーの劣化、その他の理由により、バッテリーをつなぎエンジンが始動し走行しても、十分に充電されず、エンジンを切ると再度バッテリー上がりの状態となる可能性があります。） ・ 後方ブレーキランプ左右いずれも、ナンバープレート側のランプ点灯不良。 ・ 後方ナンバープレートランプ点灯不良。 引渡し条件 ・ 車両及び装備は、買受代金納付時の現況有姿により引渡します。	1台	岐阜県高山市 上岡本町7-468 岐阜県 飛騨県税事務所	110,000円	1,100,000円

売却 区分 番号	公売財産の内容			公売保証金	見積価額
	名称、性質、その他	数量	所在		
	その他（注意事項） ・権利移転の手続き費用は買受人の負担となります。 ・手続きの詳細は、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局にご確認ください。 ・財産の引渡しは、売却決定の令和7年11月7日10時00分以降かつ買受代金納付後となります。 ・引渡し時において、岐阜県でバッテリーを繋いだり、必要な機材の貸し出し等を行いませんので、買受人でご用意ください。また、車両を動かすために整備等が必要な場合、岐阜県で業者等の手配は行いませんので、買受人において手配してください。 ・岐阜県は搬送手続きを行いません。搬送に伴う費用は買受人の負担となります。 ・車両引渡時には、車検及び自動車損害賠償責任保険期間が満了となっていますので、引渡時は仮ナンバーもしくは積載車等による搬出となります。 ・記載内容は、岐阜県職員が目視等で確認できた事項のみであり、汚れ・傷等の事項を含め正確な内容を保証するものではなく、また、全ての車両状況を確認しているわけではありません。 ・掲載画像は実際の色とは異なって見える可能性があります。 ・岐阜県は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。 ・いかなる場合でも、返金・返品・交換はできませんので、状態が気になる方は、下見会でご確認ください。 下見会 ・日 時：令和7年10月9日（木）午前9時～午後4時 ・場 所：岐阜県高山市上岡本町7-468 ・連絡先：0577-33-1111（内線296） ※参加希望者は事前に飛騨県税事務所までご連絡ください。 ・公売により取得した自動車について、車検時等に自動車税の未納がある場合は、道路運送車両法の規定により買受人の負担となる場合があります。 ・消費税法施行令第70条の12第5項の規定により、買受人の求めに応じて飛騨県税事務所長が適格請求書を交付します。				

